

平成31年3月8日  
世田谷区子ども・若者部  
児童相談所開設準備担当課

## 児童相談所開設に向けた取組みについて

### 1 児童相談所の開設時期及び整備場所等

(1) 開設時期 平成32年(2020年)4月

(2) 整備場所 世田谷区松原6-41-7(現:区立総合福祉センター)  
一時保護所は区内の別の場所に1か所整備(整備地非公表)。

(3) スケジュール(予定)

平成31年(2019年)	3月~	国への児童相談所設置市(区)の政令指定の要請
	4月~	総合福祉センター後利用施設改修工事
	7月~	児童相談所設置条例制定
平成32年(2020年)	4月	児童相談所開設

### 2 区の児童相談所開設に伴う児童相談行政の再構築

平成28年(2016年)の児童福祉法改正の理念に則り、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現に向け、区は児童相談所の開設準備とともに、児童相談行政の再構築に取り組みます。

#### <実現の方策>

- ・子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政への転換を図ります。
- ・区は、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うことによって、対症療法ではない、児童虐待予防に重点を置いた施策を展開します。

### 3 その他区として取り組むべき主な課題

(1) 社会的養護の推進

- ・里親の担い手確保及び里親制度の普及・啓発
- ・里親のリクルートから委託後までの支援体制構築

(2) 子どもの権利擁護の取組み

- ・措置児童や一時保護された児童の権利擁護の観点からのアドボケイト制度構築

#### 4 その他

国はこの間、目黒区及び千葉県野田市の児童虐待死亡事案を受け、以下のとおり新たな児童虐待防止対策を決定しました。これにかかる区の対応は、別紙2のとおりです。

平成30年(2018年) 7月

- ・児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)

平成30年(2018年) 12月

- ・児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議)  
7月の緊急総合対策の一環として作成。

平成31年(2019年) 2月

- ・「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる強化・徹底について(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)

# 世田谷区 児童相談所設置・運営計画

## - 第3次更新計画 - (抜粋版)

平成31年2月 世田谷区

## 計画の位置づけ (第1章 P.13)

- ・本計画は、児童相談所の開設に向けた目標を設定し、児童相談所開設後における児童相談行政の運営にあたっての基本的な指針とする。

## 基本方針 (第2章P.19)

- ・区は、児童相談所の開設に向け、この改正児童福祉法の理念に則り、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指す。

## 社会的養育推進計画 (第14章P.140～141)

- ・区は、社会的養育の推進に向けた独自の取組みについて、国が示す「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」に沿い、計画を策定する方向で東京都ほか関係機関との調整を進める。
- ・区独自の社会的養育推進計画を策定するとした場合においては、本計画の最終更新（平成31年（2019年）7月予定）以降の早期において、最終更新後の本計画を基礎として、必要な項目を加えるなどのうえ、社会的養育推進計画を定めるものとする。

## スケジュール (第2章P.19)

- ・平成31年（2019年）3月 児童相談所設置市（区）の政令指定の要請  
4月～総合福祉センター後利用施設改修工事  
7月～ 児童相談所設置・運営計画の最終更新  
9月～ 児童相談所設置条例制定  
平成32年（2020年）4月 児童相談所開設

# 児童相談所移管に伴う児童相談行政の再構築 (第3章 P.22 ~ 23)

## 区の児童相談所開設に伴う児童相談行政の再構築

平成28年(2016年)の児童福祉法改正の理念に則り、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現に向け、区は児童相談所の開設準備とともに、児童相談行政の再構築に取り組む。

### 児童相談所

子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱とした地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政への転換  
あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うことによる児童虐待予防に重点を置いた施策展開

### 子ども家庭支援センターと児童相談所が一体となった児童虐待予防施策

子ども家庭支援センターと児童相談所が持つそれぞれの専門性を活かした役割分担と、両機関の持つ機能を有効に組み合わせた「のりしろ型」の支援を行うことにより、児童虐待の再発・連鎖を断ち切る予防型の児童相談体制を構築する。  
(P.26参照)

### 「のりしろ型」支援のイメージ

子ども家庭支援センターと児童相談所の強力な連携の下、必要に応じ、問題の解決まで協働でかわり、両機関の持つ機能を有効に組み合わせた支援を行う。  
(P.27参照)

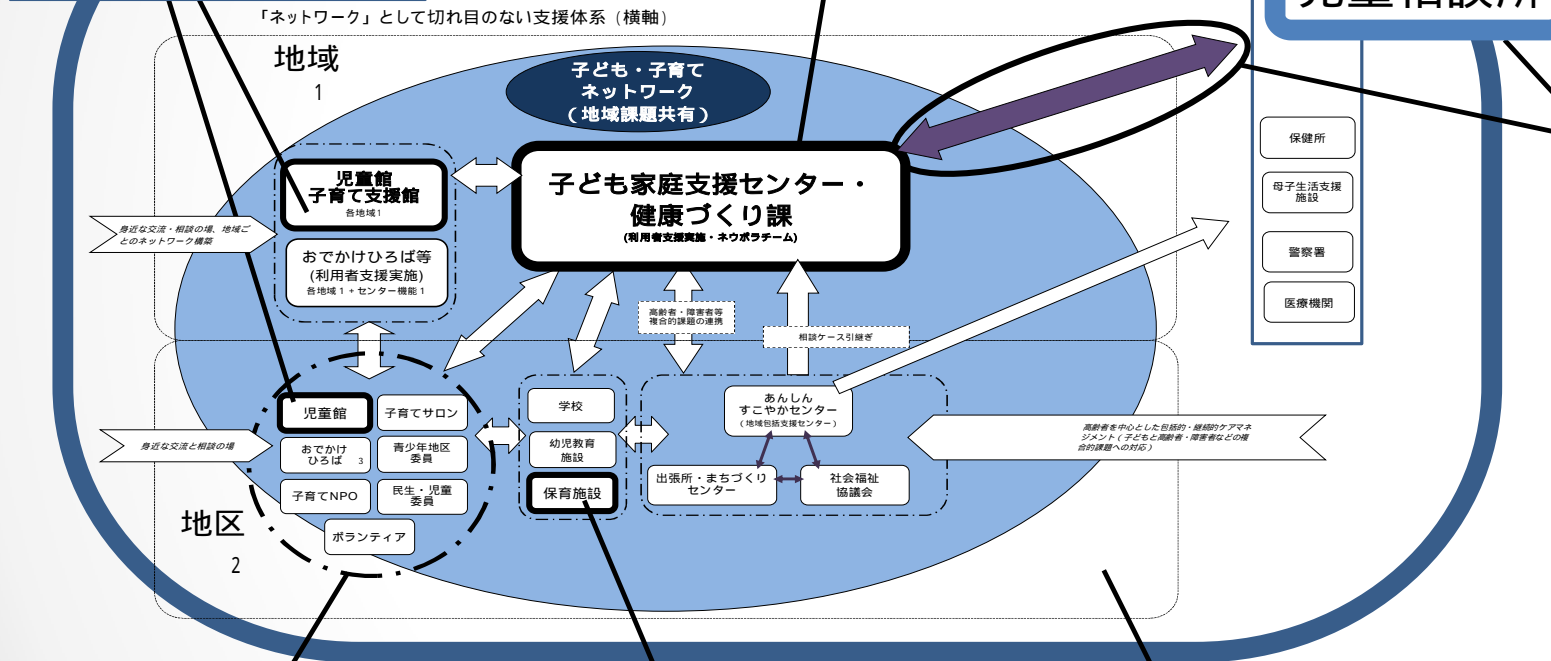
### 「のりしろ型」支援の実現の方策

子ども家庭支援センターと児童相談所の両機関の職員がチームとなり、日常から担当区域の情報共有を行います(子ども家庭支援センターの職員体制にあわせ、児童相談所職員の担当区域を定めるなど、顔の見えるチーム体制を構築する。  
(P.27参照)

- 保健所
- 母子生活支援施設
- 警察署
- 医療機関

**区立児童館のあり方の検討**  
今後の児童館のあり方や機能拡充等について、次の基本的な考え方に基づき検討を進める(子ども計画(第2期)後期の内容と整合を図り、さらに検討を継続する)。  
・児童健全育成機能(あそび)が基本にあり、その中から相談や気づき、見守り等の支援が行えるとともに、地域とのネットワークの構築を図る。児童館の機能の拡充の中で相談機能を高めつつ、地域の見守りの中核を担う。  
・児童相談所開設に合わせて、子ども家庭支援センターとの連携が重要であり、児童館の相談支援機能を担保するとともに、地域包括ケアシステムの地区展開との関係性の強化のために、各地区に整備する。

**子ども家庭支援センターの体制強化**  
・地域における子どもと家庭の支援を充実するため、平成31年度(2019年度)より、子ども家庭支援センターを担う子ども家庭支援課を、現行の生活支援課から分割して設置し、保健福祉センターを4課体制とする。  
・新たな子ども家庭支援課は、子ども・子育てに係る相談支援体制の強化に向けて、国の定める「市区町村子ども家庭総合支援拠点」としての機能を整備し、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等を行う。  
・世田谷版ニューボラをはじめ母子保健事業等を通じ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を目指すとともに、子ども家庭支援課と健康づくり課に「子育て世代包括支援センター」としての機能を整備し、子ども・子育て支援新制度の利用者支援事業や子ども・子育て支援の包括的な推進を図る。  
・子ども家庭課が主催する既存の研修受講を継続するとともに、子ども家庭専門指導担当副参事を配置することにより、研修・指導体制を充実し、「のりしろ型支援」を担う人材の育成を図る。



**「身近な交流と相談の場」との連携強化**  
・地域の児童やその家庭の困り事をサービス等に結びつけ、安心して地域生活が送れるよう支援するなど、児童虐待予防に重要な役割を担う「身近な交流と相談の場」と、児童相談所、子ども家庭支援センター等の連携強化を図るため、児童相談行政のあり方についての丁寧な説明などを通じ、「顔の見える関係づくり」に取り組む。  
・里親家庭の拡充を図ると同時に、里親家庭を温かく見守る地域社会を実現するため、地域の関係団体と連携した普及啓発活動や理解促進事業に取り組む。

**区立保育園の今後のあり方の検討**  
・児童相談行政の再構築を見据え、すべての子ども達が心身ともに健やかに成長できるよう、日々の保育を通して、環境の支援が必要な家庭への支援や虐待の未然防止にさらに注力する。  
・なお、区立保育園は、地域における身近な公設の児童福祉施設(保育所)として、「子どもの育ちのセーフティネット」としての役割を行政の責任のもと担い、すべての子どもの安全と健やかな育ちを保障するため、関係機関と連携・協働しながら、予防型施策を展開することとし、保育・幼児教育の充実とともに、緊急保育・一時預かり保育の拡充、支援が必要な子どもや家庭へのサポートの一層の推進、在宅子育て家庭への支援を充実させることによる子育てしやすい地域づくりに取り組む。

**子ども・子育て支援事業の充実**  
平成31年度(2019年度)より、新たに、孤立しやすい家庭等に対する養育環境の悪化防止や必要な支援につなぐための子どもの心の支援事業、産前・産後の体調不良や育児能力の低下等により、一時的に生活支援を必要とする家庭がその時期を乗り切り、養育困難家庭に陥らないようにするための産前・産後訪問支援事業を実施するなど、児童虐待の早期発見・早期対応の充実に取り組む。今後も、支援ニーズに合わせ、体系的に予防事業を充実していく。

- 1 地域 総合支所ごとのエリアで、世田谷、北沢、玉川、砧、烏山の5つの地域がある。
- 2 地区 出張所、まちづくりセンターごとのエリアで、27の地区がある。  
(平成31年(2019年)7月より28地区)
- 3 「おでかけひろば」には、子育てステーションおよび子ども・子育て総合センターのひろばも含む。

## 子ども家庭支援センターの強化等 (第3章P.24)

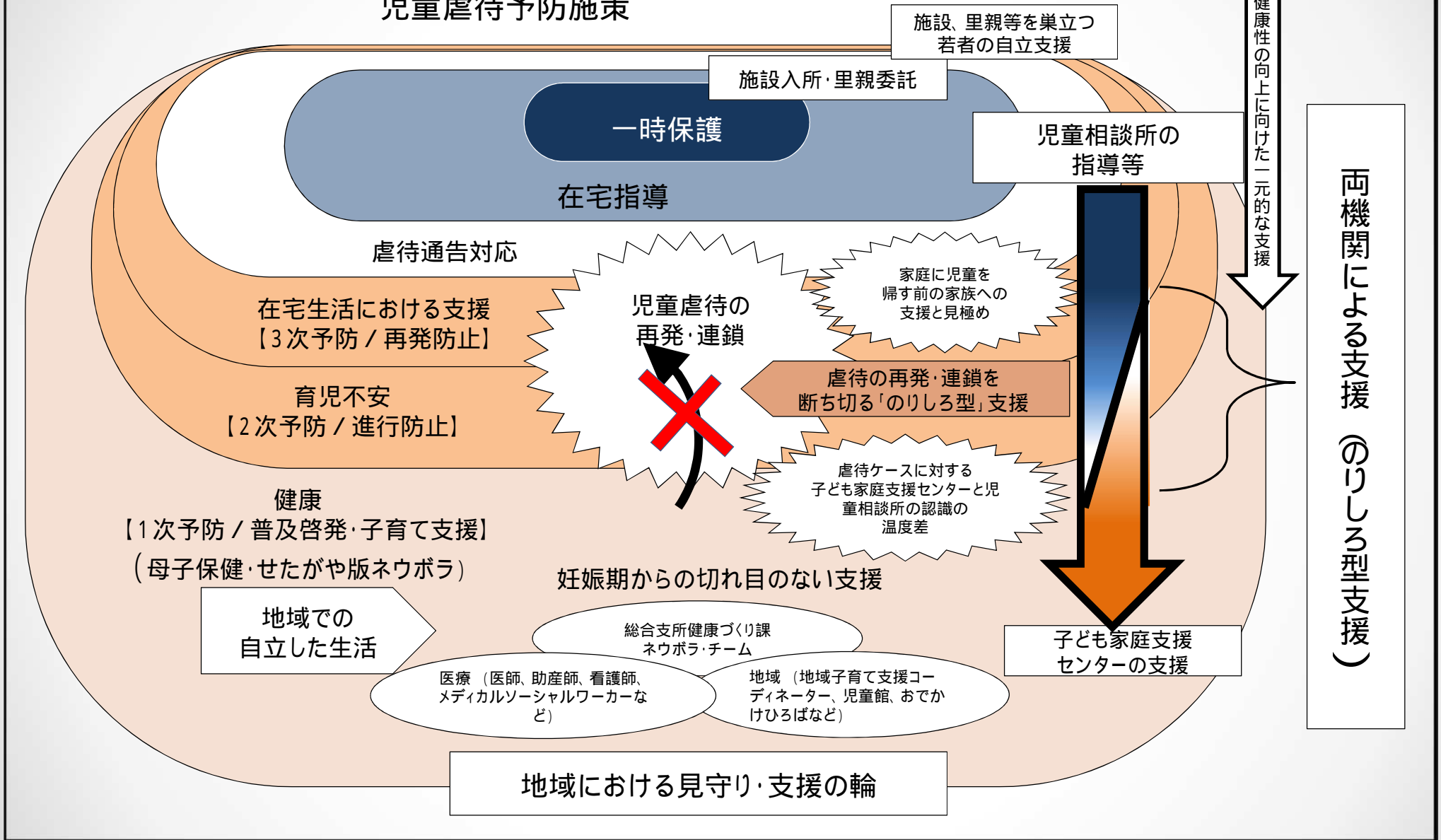
- ・区の子童相談所開設以降は、これまで児童相談所が対応していたケースも含め、いわゆる「泣き声通告」や、「面前DV」に係る相談等は、子ども家庭支援センターが対応することとし、子どもと家庭に寄り添い、地域のネットワークや資源を最大限に活用した子育て支援等を行う。
- ・「市区町村子ども家庭総合支援拠点」、「子育て世代包括支援センター」の整備と児童相談所開設以降の役割分担を踏まえ、2019年度より子ども家庭支援センターの人員配置についても強化を図る。  
<子ども家庭支援センターの人員配置の強化の内容>  
子ども家庭支援センター担当係長の増員  
虐待等の相談・支援にあたるケースワーカーの増員  
心理士等の配置(市区町村子ども家庭総合支援拠点機能の充足に向けた配置)等

## 子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用 (第3章 P.26~29)

### 区が目指す「一元的な運用」の姿

- ・地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限などの高度な専門性を有する児童相談所は、それぞれが持つ専門的な機能や権限を発揮し、それぞれの役割を果たしつつ、必要に応じて問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」の体制を構築することで、気軽な相談から、虐待等の要保護児童等の早期発見・早期対応に至るまでの切れ目のない児童相談行政の実現を目指す。

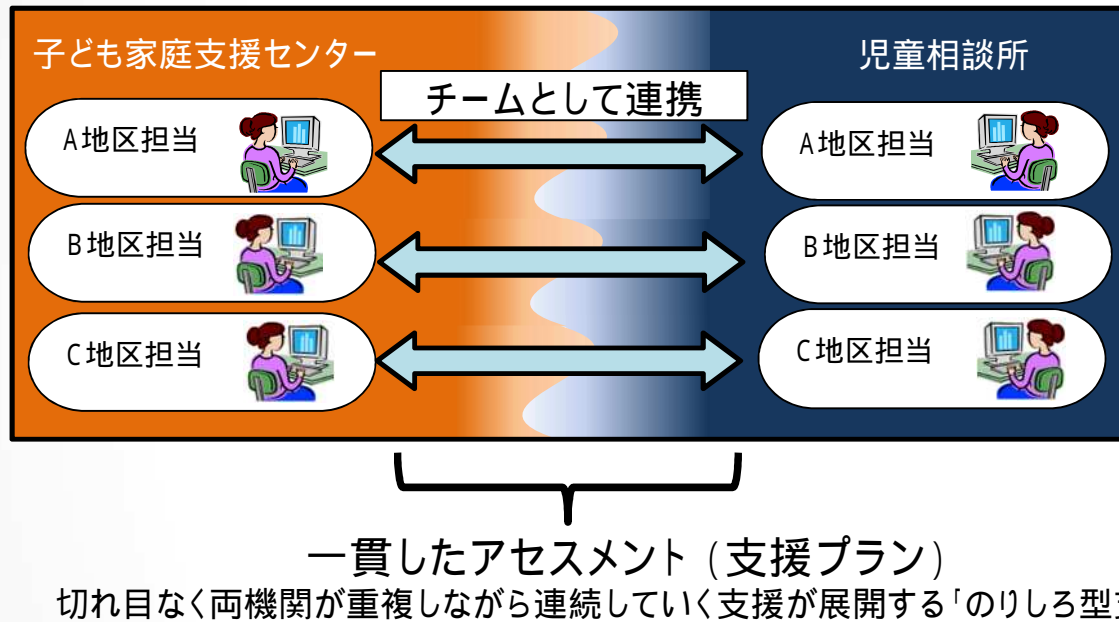
# 子ども家庭支援センターと児童相談所が一体となった 児童虐待予防施策





## 「のりしろ型」支援の実現の方策

子ども家庭支援センターと児童相談所の両機関の職員がチームとなり、日常から担当地域の情報共有を行います（子ども家庭支援センターの職員体制にあわせ、児童相談所職員の担当地域を定めるなど、顔の見えるチーム体制を構築します。）



原則として、子ども家庭支援センターと児童相談所は合同で支援会議を実施し、支援プランの策定（アセスメント）を行います。このように、児童相談所による個別ケースへの関わりを強化するとともに、同一基準・同一判断による一貫したアセスメントに基づき、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援（のりしろ型支援）を行うなど、両機関が協働しながら、問題の解決を目指します。



## 児童相談所と一時保護所の職員配置 (第4章P.41～43)

### 児童相談所の職員配置にあたっての配慮事項

- ・ 支援が必要な児童・保護者に対する適切なアセスメントの実施や、保護者との対話を重視した、これまで以上にきめ細やかな支援、緊急時の迅速かつ適切な判断などを行っていくため、ケース担当職員やスーパーバイザーを増員するとともに、里親や家族再統合などを担当する児童福祉司を置くなど、現行法令基準（平成28年10月～）を上回る職員数を配置する。
- ・ 現在、東京都においては、次の業務を担う医療連携専門員として保健師（非常勤職員）を配置している。区においても東京都の取組みを引き継ぎ、これらの業務を実施するため、保健師を配置する。
- ・ 警察との連絡調整や危険を伴うケース対応を安全に行っていくため、警察官OB等を配置する。  
（ 職員の配置については、国における児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上に向けた検討結果も踏まえ、必要に応じて修正を図っていく。 ）

### 一時保護所の職員配置にあたっての配慮事項

- ・ 家庭的な雰囲気のもとで日常的な処遇を行うために、入所児童を少人数のグループ（男子・女子・幼児）に分けた運営とする（入所児童定員26名）。
- ・ 上記の体制を安定的に運営していくとともに、各グループで早出・日勤・遅出・夜勤・公休等、労働安全衛生に配慮した職員ローテーションを成立させるため、グループごとに職員を専属で10人ずつ配置する。
- ・ 安定した24時間運営の体制とするため、夜間にかかる勤務は夜勤体制とする。

## 児童相談所の職員配置について

・平成30年7月（第二次更新）における職員配置

児童相談所	人数	
所長	1	
副所長	1	
児童福祉司	33 (うちSV6)	
児童心理司	16 (うちSV1)	
保健師	2	
事務	2	
非常勤職員（事務、児童福祉司業務補助等）	4	
その他	4	内訳 ・警察官OB等1 ・医師2 ・弁護士1
<b>計</b>	<b>63</b>	

一時保護所	人数	
保護所長	1	
児童指導員・保育士	30	
児童心理司	1	
非常勤職員（児童指導、保育等）	6	
その他	5	内訳 ・看護師2 ・学習指導員3
<b>計</b>	<b>43</b>	

一時保護所については、夜間児童員として臨時職員を別途確保する必要がある。

<b>児童相談所・一時保護所 合計</b>	<b>106</b>
-----------------------	------------

### 基本的な考え方

- ・児童虐待対応や家族再統合などの課題の解決に向け、支援が必要な児童・保護者に対する適切なアセスメントの実施や、保護者との対話を重視したきめ細やかな支援、緊急時の迅速かつ適切な判断などを行うためには、職種間の連携や、ケース担当職員やスーパーバイザーを効果的に機能させる指揮命令体制の整備が不可欠である。
- ・「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」（平成28年3月10日社会保障審議会児童部会）にもあるように、児童相談所内で調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能を分化させ、支援を中心とした関わりが介入を躊躇させることのないような職員配置を行う必要がある。

### 指揮命令談所にあたる職員の配置と職層

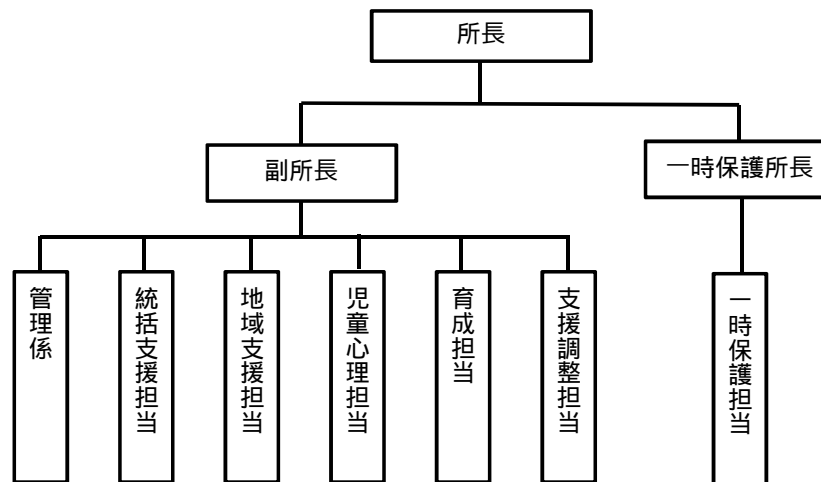
- ・次のとおり児童相談所長ほか指揮命令にあたる職員の職層等を定める。

担当	職層	役割
児童相談所長	部長級	所内業務全体の統括
児童相談所副所長	課長級	組織や人事管理等、所長の職務の補佐
一時保護所長	課長級	保護所内の総括、一時保護入所調整等

## 児童相談所・一時保護所職員の役割分担と連携 (第4章P.44～46)

### 児童相談所・一時保護所職員の役割分担

・次のとおり、副所長と一時保護所長の下に担当を設ける。



・各担当の業務は、次のとおり定める。

担当		主な業務内容
児童相談所	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庶務的事項の総括</li> <li>・庁内関係所管との連絡調整</li> <li>・施設維持管理（児童相談所、一時保護所）</li> </ul>
	統括支援担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、指導部門の総括</li> <li>・ケース全体の進行管理</li> <li>・援助方針会議の主宰</li> </ul>
	地域支援担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待、養護、非行に関する事</li> </ul>
	育成担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児（発達障害含む）に関する事</li> <li>・育成に関する事</li> </ul>
	児童心理担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳の判定に関する事</li> <li>・心理検査、観察、治療等に関する事</li> </ul>
	支援調整担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親子支援（家族再統合）に関する事</li> <li>・社会的養護（里親支援等）に関する事</li> <li>・調査研究研修に関する事</li> <li>・その他専門分野に関する事</li> </ul>
一時保護所	一時保護担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護所の運営に関する事</li> </ul>

通告窓口

- ・現在、7か所ある電話による通告窓口（児童相談所と5か所の子ども家庭支援センター、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」）を、区の児童相談所設置以降は、次のとおり2か所に整理する。

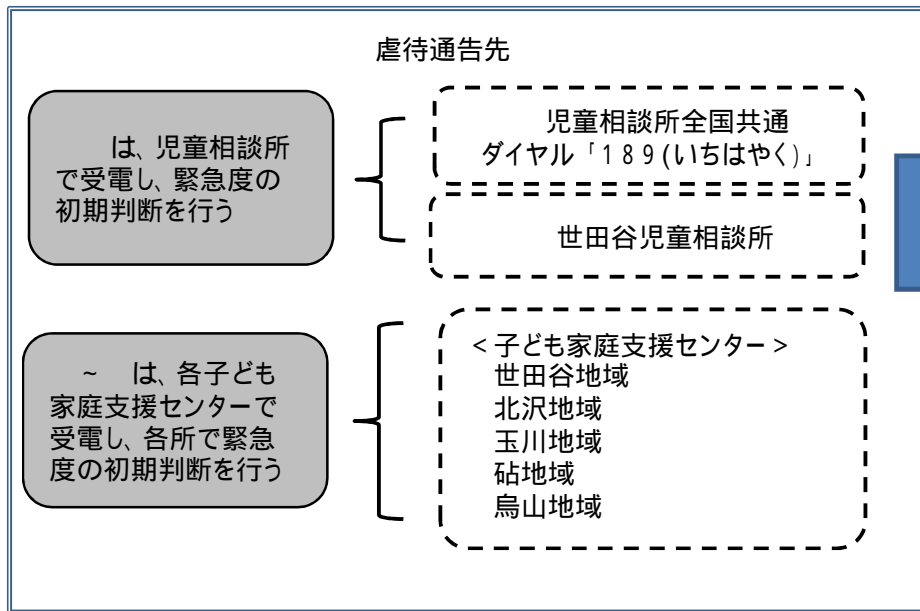
児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」

児童福祉法第25条・児童虐待防止法第6条第1項に定める児童虐待に係る通告について、市町村及び児童相談所として受理するための専用電話

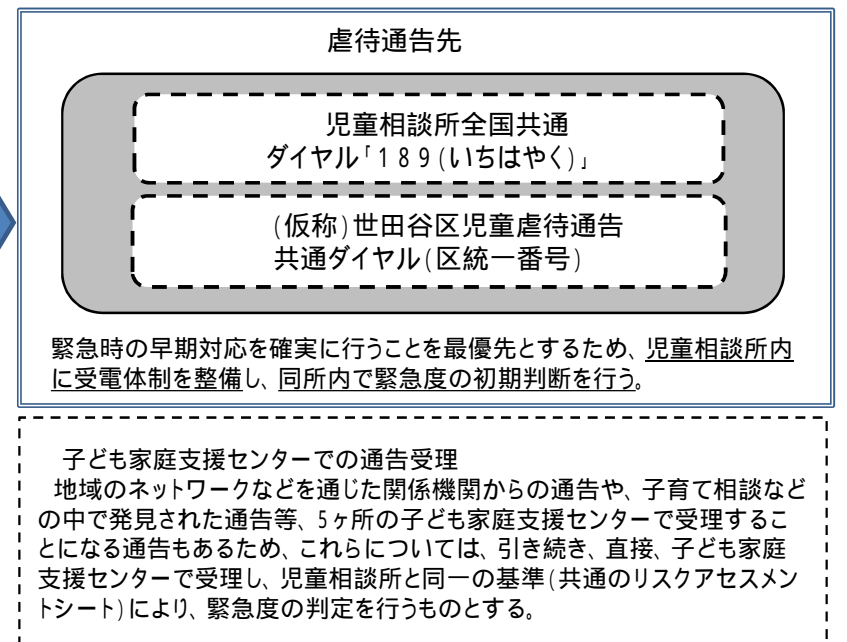
（仮称）世田谷区児童虐待通告共通ダイヤル（区統一番号）

< 新たな通告窓口のイメージ >

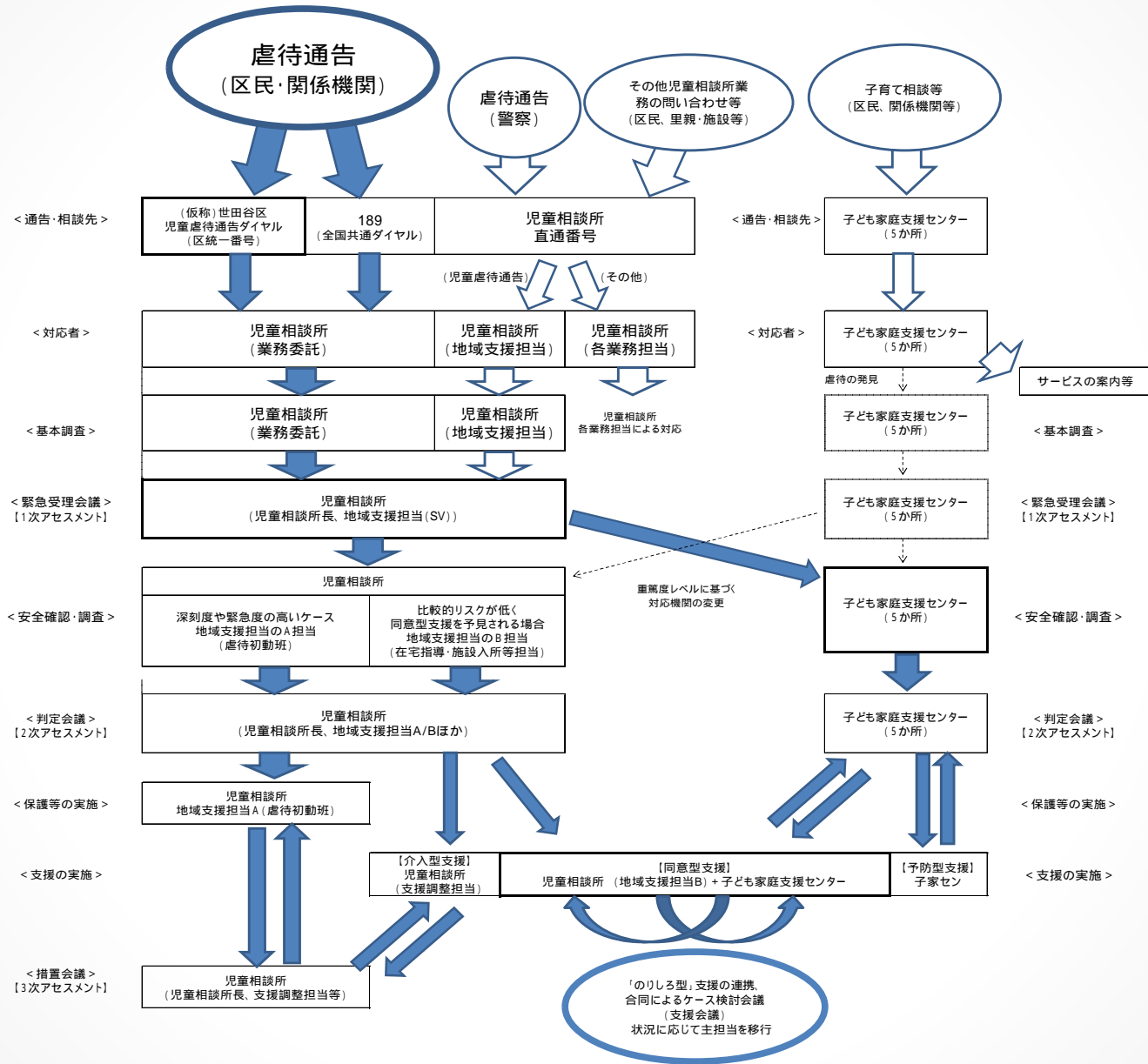
これまで（7か所の通告窓口）



区の通告ダイヤルの一本化後（2か所に整理）



# ・ 通告先の見直し後の虐待通告への対応イメージ





## 通告窓口の周知等

- ・区民・関係機関への周知

区民、関係機関に対しては、児童虐待の通告先として、（仮称）世田谷区児童虐待通告共通ダイヤルを案内する。

（仮称）世田谷区児童虐待通告共通ダイヤルは、「189」へ「虐待通告」として連絡することにためらいや迷いがある場合や、通告先が分からない場合の相談についても、広く受ける。

以上の周知にあたっては、必要に応じ、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」についても案内の併記等を行う。

- ・子育て相談との整理

一般の子育て相談は、従来どおり子ども家庭支援センターが担当し、区民には各地域の子ども家庭支援センターを相談先として案内する。

<参考> 周知イメージ (区民向けチラシの例)

児童虐待の通告・連絡の窓口 ~ SOSのサインに気づいたら ~

(仮称)世田谷区 児童虐待通告 共通ダイヤル



24時間365日対応

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189 (いちはやく)

地域の子ども・子育ての相談窓口(子ども家庭支援センター)

各地域の「子ども家庭支援センター」では、妊娠・出産・子育てに関する様々なご相談を受けています。お気軽にご連絡ください。

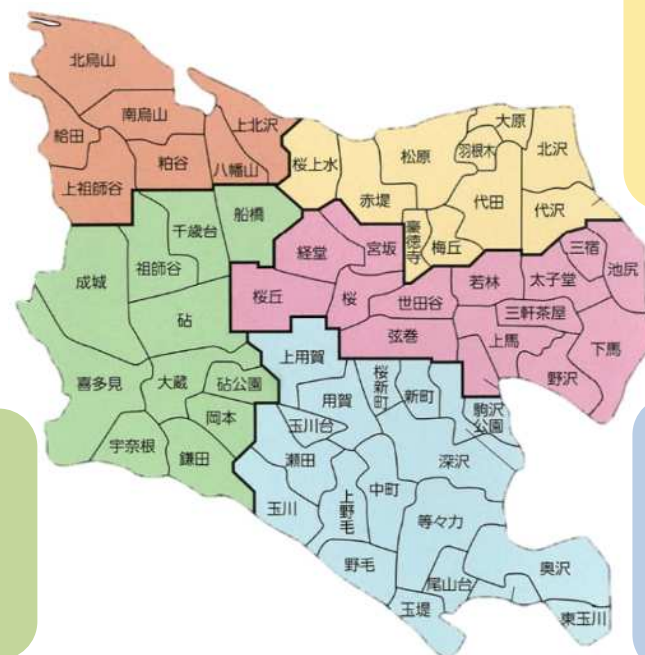
【受付時間】 月～金 8:30～17:00 祝日・年末年始を除く

からすやま  
子ども家庭支援センター

▶ 烏山総合支所内  
南烏山6-2-14 生活支援課  
☎ 3326-6155  
fax 3326-6169  
健康づくり課  
☎ 3308-8246  
fax 3308-3036

きぬた  
子ども家庭支援センター

▶ 砧総合支所内  
成城6-2-1  
生活支援課  
☎ 3482-1415  
fax 5490-1139  
健康づくり課  
☎ 3483-3166  
fax 3483-3167



きたざわ  
子ども家庭支援センター

▶ 北沢総合支所 北沢タウンホール内  
北沢2-8-18  
生活支援課  
☎ 6804-9667  
fax 6804-7994  
健康づくり課  
☎ 6804-9667  
fax 6804-9044

せたがや  
子ども家庭支援センター

▶ 区役所第3庁舎内  
世田谷4-2-33  
生活支援課  
☎ 5432-2848  
fax 5432-3034  
健康づくり課  
☎ 5432-2896  
fax 5432-3074

たまがわ  
子ども家庭支援センター

▶ 二子玉川庁舎内  
玉川1-20-21  
☎ 3702-2173  
fax 3702-1520  
健康づくり課  
▶ 分庁舎内  
等々力4-19-18  
☎ 3702-1982  
fax 3705-9203

24時間・緊急

<警察> ☎110 (急報)  
<消防> ☎119 (救急)

<参考> 周知イメージ (関係機関向けマニュアル記載の例)

【世田谷区の相談・通告先】

(仮称)世田谷区 児童虐待通告 共通ダイヤル



24時間365日対応

子どもたちの健全な成長のために、  
地域の皆さんとともに頑張りましょう。



【子ども家庭支援センター(地域の相談窓口)】

子育ての不安や悩みは、子ども家庭支援センターでうかがいます。  
また、子どもの様子がいつもと違うと感じたときは、子ども家庭支援センターへご相談ください。

世田谷総合支所

区役所第3庁舎内 世田谷4-22-33

生活支援課(せたがや子ども家庭支援センター)・・・TEL5432-2848 健康づくり課・・・TEL5432-2896

北沢総合支所

北沢総合支所内 北沢2-8-18

生活支援課(きたざわ子ども家庭支援センター)・・・TEL6804-7525 健康づくり課・・・TEL6804-9667

玉川総合支所

(生)玉川 1-20-21 / (健)等々力 4-19-18

生活支援課(たまがわ子ども家庭支援センター)・・・TEL3702-2173 健康づくり課・・・TEL3702-1982

砧総合支所

砧総合支所内 成城6-2-1

生活支援課(きぬた子ども家庭支援センター)・・・TEL3482-1415 健康づくり課・・・TEL3483-3166

烏山総合支所

烏山総合支所内 南烏山6-22-14

生活支援課(からすやま子ども家庭支援センター)・・・TEL3326-6155 健康づくり課・・・TEL3308-8246

## 区の共通ダイヤルの設置と初期判断

- ・緊急時の早期対応を確実にを行うことを最優先とするため、当該ダイヤルの設置や初期判断等は、次のとおり行う。

### 設置場所

児童相談所内に受電体制を整備する。

### (仮称)世田谷区児童虐待通告共通ダイヤル業務の内容

- ・受電者は、所定のチェックリストに従い通告内容の聞き取り、記録を行う。
- ・児童相談所の児童相談システム等を使用して基本調査（データによるケース特定及び所属機関、取扱機関への電話による聞き取り等）を行い、児童福祉司（地域支援担当S V）に報告する。
- ・児童相談所の職員（地域支援担当の児童福祉司等）は、適宜基本調査のサポートを行う。

### 初期判断（緊急受理会議）

- ・緊急度の判断基準（リスクアセスメントシート）については、国の策定したシートや東京都の使用しているシートを基に、区独自の工夫を加え平成31年度（2019年度）に策定する。

### その他

- ・子ども家庭支援センターにおいて、地域のネットワークなどを通じた関係機関からの相談・情報提供や、子育て相談などの中で発見された通告に相当する案件を「通告」として受理した場合は、児童相談所と同一の基準（共通のリスクアセスメントシート）に基づき、受理した子ども家庭支援センターにおいて緊急度の初期判断（緊急受理会議）を行う。

## 児童相談所における児童虐待ケース対応の役割分担

### ・視点

緊急度の高いケースに迅速かつ的確に対応し、早期から必要な支援へつなげることで、リスクを緩和・軽減し、問題の重篤化の防止の徹底を図る。

それぞれの職員が専門職としてのスキルを活かし、職種や担当地域等で分断されることなく、チームとして機能する組織・役割分担とする。

調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能の役割分担を明確にし、子どもの生命と安全の確実な確保のための体制づくりと、子どもの最善の利益 = 家庭での生活を取り戻すための高い専門性と人的資源の投入を、適正なバランスで実現する。

経験の浅い職員を育成しつつ、効率的な業務遂行との両立を図る。

職員個人の力量や主観に左右されず、かつ個人に過度な責任や重圧を負わせない組織としての判断を徹底する。

### ・アセスメント

次の3つの視点から、アセスメントを行うことにより、「子どもの安全の確保」、「子どもと家族のウェルビーイング（生活の充実、自己実現）」、「パーマネンシー（継続・安定した養育環境）」を確保する。

#### < 3つの視点 >

##### セーフティアセスメント

子どもの安全に関する懸念要素を明らかにするためのアセスメント

##### リスクアセスメント

将来、子どもの安全を損なうような状況が起こりうる可能性や家族がもつ脆弱性についてのアセスメント

##### ニーズアセスメント

子どもが安全、安心に家族とともに生活していくうえで必要な要素に対する課題（家族自身の生活充実や、自己実現に必要な衣食住・就労などの生活基盤、家族関係・養育技術などのニーズ）について、子どもと家族の意思を尊重しながら、明らかにするためのアセスメント

・介入型対応から同意型支援への移行

一時保護を予見した介入型の調査が必要な場合、性的虐待や重篤化したケース等、重篤度や緊急度の高いケースにおいて、地域支援担当の虐待初動担当者（A担当）が安全確認～判定会議を行った以降については、以下のとおり、いわゆる同意型支援と介入型対応の別により、児童福祉司等の役割分担を行う。

保護者から支援の同意が得られた場合の児童福祉司の役割（同意型支援）

- ・以降の支援は、地域支援担当の在宅指導・施設入所等担当者（B担当）、支援調整担当（親子支援グループ）が担当する。
- ・保護者を子どもの支援のパートナーとし、同意型支援を展開する（親子通所、一時保護による行動観察の実施、その後の施設への入所等）。

保護者の同意が得られない場合の児童福祉司の役割（介入型対応）

< 職権による一時保護や法的対応 >

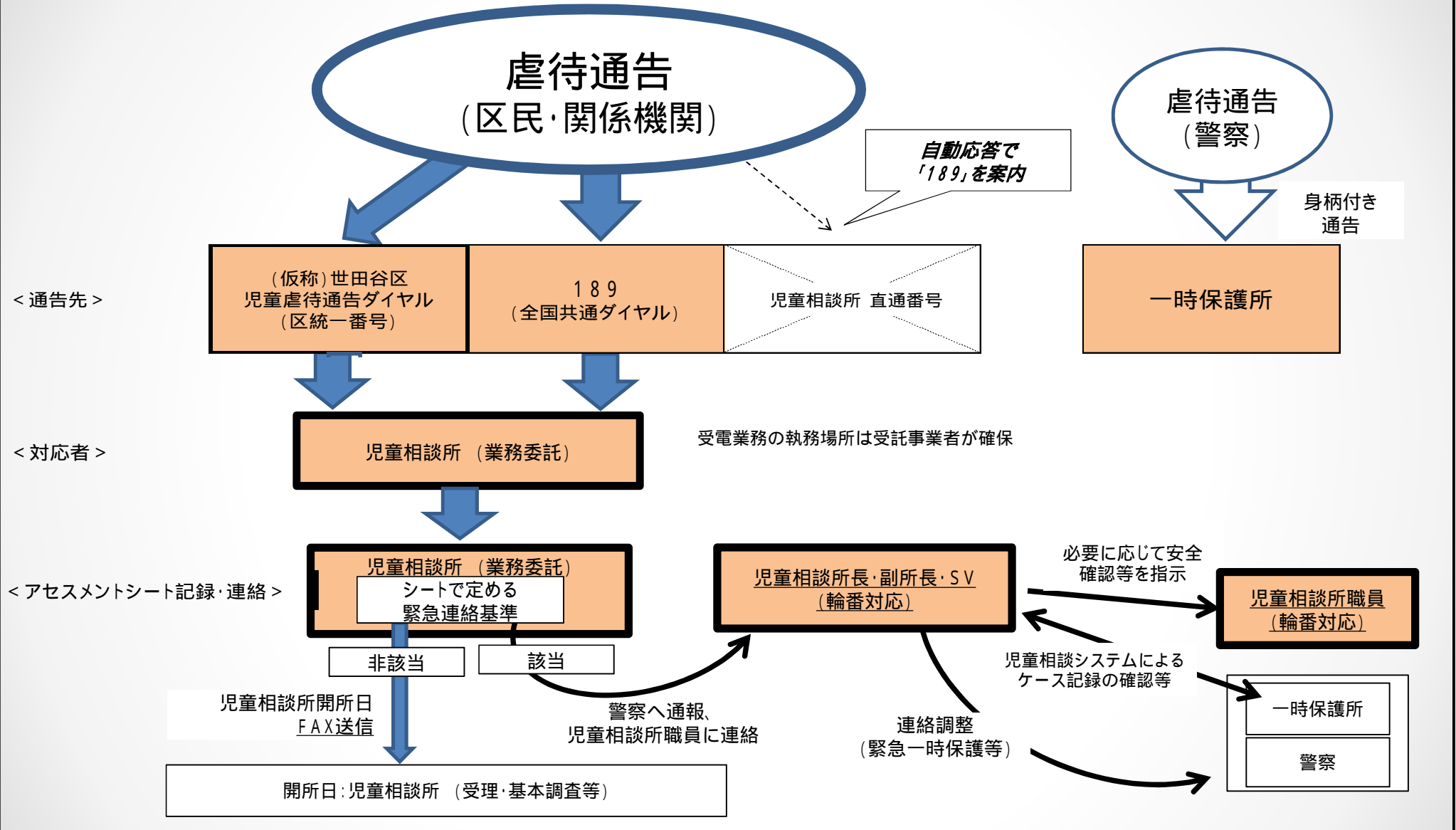
- ・引き続き地域支援担当の虐待初動担当者（A担当）が担当し、職権による一時保護や、法的対応（一時保護の2ヶ月超過、施設入所、親権停止等家庭裁判所の承認による措置）を行う。
- ・粘り強く保護者へのアプローチを行い、同意型支援へ移行していく。

< 一時保護から施設入所・家庭復帰する場合の対応 >

- ・一時保護から施設入所、家庭復帰へ移行する際には、支援調整担当（親子支援グループ）が、それまでの調査等に基づき、家族再統合プランを策定し、保護者へ提案する。
- ・家族再統合プランに保護者の意見も取り入れ、どのような家族でありたいのか（ゴール）を明確にし、保護者と協働して具体的な支援を展開していく。
- ・支援にあたっては、子どものセーフティーとリスクを常に把握するとともに、子どもの安全を最優先する。また、保護者に対しては、子どもの安全が確認できないまま、保護者の希望に従うことはないとする方針を明確に示していく。

# 夜間休日対応について

・区民・関係機関からの夜間・休日の電話通告への対応フロー（夜間・休日共通）





### 業務委託

- ・他自治体の対応に準じ、夜間・休日の通告の受電業務は、外部委託により対応するものとし、平成31年度(2019年度)にプロポーザルにより選定する。

### リスクアセスメントシート(夜間・休日用)の策定

- ・あらかじめリスクアセスメントシート(夜間・休日用)を作成し、このシートを用いて受電業務を行う。
- ・同シートには、聞き取るべき事項のチェック項目を設け、チェックの該当数などによって緊急度を示す内容とする。

### 手順

- 1) 事業者は、通告内容をリスクアセスメントシート(夜間・休日用)に記録し、同シートで定める緊急度判定に従い、警察への通報や児童相談所職員(児童相談所長・副所長・児童福祉司SV)へ連絡する。
- 2) 事業者から連絡を受けた児童相談所職員(児童相談所長・副所長・児童福祉司SV)は、必要に応じて夜間・休日でも確認が可能である一時保護所へのケース記録の照会や安全確認の指示等を行う。
- 3) 夜間・休日の安全確認は、児童相談所長・副所長・児童福祉司SVを判断者として、輪番で定めるその他の児童福祉司・児童心理司等により実施する。
- 4) 緊急一時保護が必要な場合は、児童相談所長・副所長・児童福祉司SVは、一時保護所・警察との連絡調整を行う。

## 児童相談所の整備 (第7章P.62～70)

### 整備場所

- ・ 区有施設である区立総合福祉センターの機能移転後の一部を利用して設置する。  
(所在地：世田谷区松原6-41-7)
- ・ 効果的な児童相談行政の中心となる施設のため、妊娠期からの気軽な相談、仲間づくりなどの機能を有する子育てステーションと併設し、相互に連携して運営する複合施設として整備する。

### 設計内容

- ・ 児童や保護者が安心できる空間作りに配慮した設計とする。
- ・ 今後の相談件数の増加等への対応を念頭に、相談室や面接室は可能な限り多く確保する。
- ・ 相談室や面接室は、児童への圧迫感がなく、かつ、児童が落ち着けるような適切な広さとする。
- ・ 虐待を受けた児童が繰り返し被害状況について話す必要がないよう、児童相談所職員のほか警察等の関係者が同時に被害確認を行える設備を備えた被害確認用の面接室を整備する。
- ・ 援助方針会議等、大人数による会議が可能な会議室を整備する。

<参考> (東京都世田谷児童相談所との面積比較)

	総合福祉センター後利用施設	東京都世田谷児童相談所
延床面積 (廊下、便所等含む)	約1,745㎡ (2～3階部分)	約876㎡
内訳 主な諸室面積	約1,000㎡ (事務室ほか、諸室としての利用を見込むスペース)	約521㎡ (事務室ほか14室)

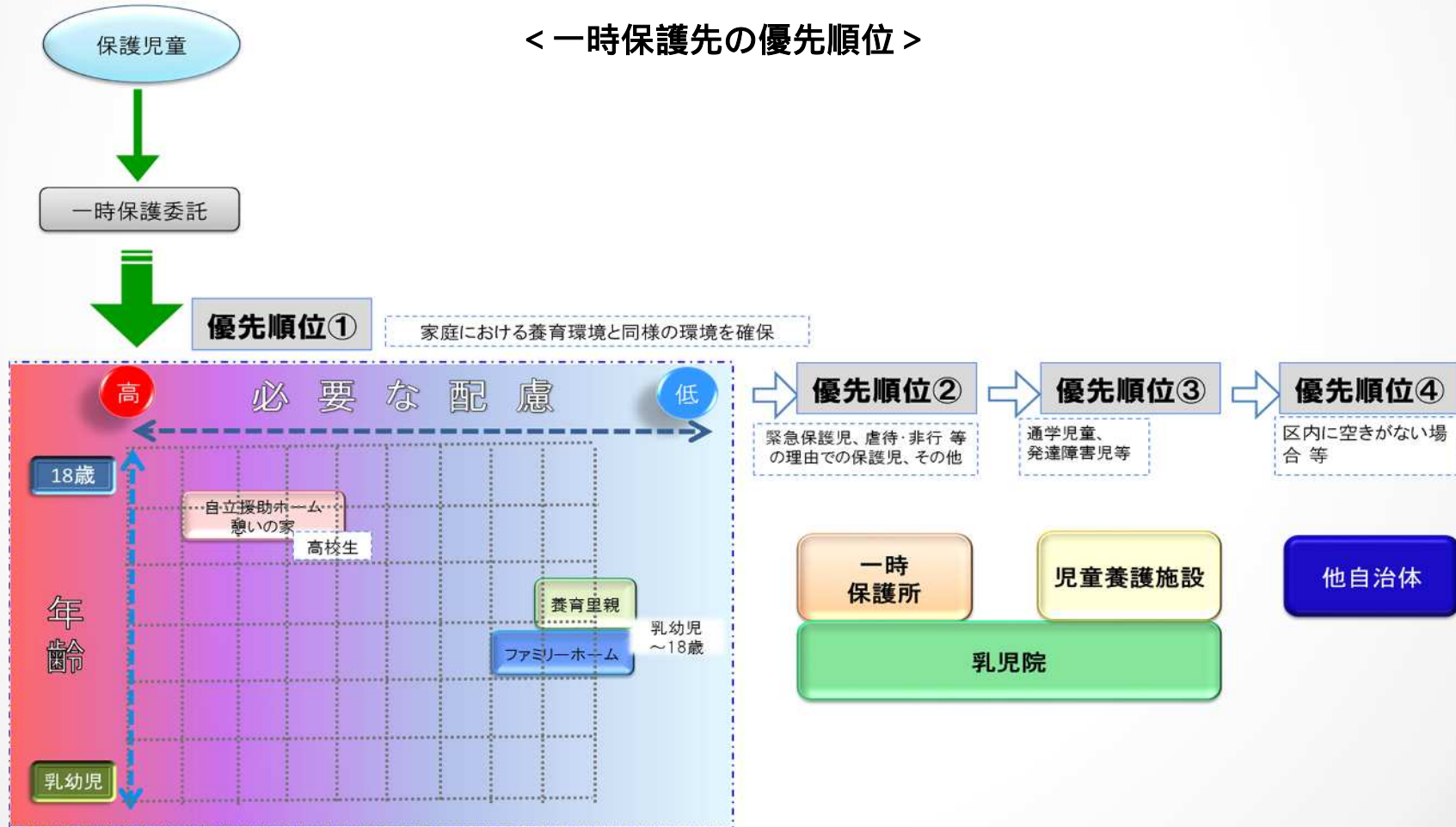
# 一時保護 (第8章P.71 ~ 86)

## 保護の方法

### ・原則

家庭的な環境の下での一時保護を原則とし、里親・ファミリーホーム・自立援助ホームへの保護委託を行うものとし、さらに一時保護委託の委託可能数を増やす取組みを進める（「優先順位」）。

### < 一時保護先の優先順位 >



・専門性・秘匿性を必要とする児童の保護

専門性・秘匿性を必要とする児童の保護については、里親・ファミリーホーム・自立援助ホームでの保護に代え、次のとおり保護を行う。

1) 2歳未満の乳児の保護

乳児院への保護委託を行う(「優先順位 」、 )。

2) 2歳以上の児童の保護

- ・区の整備する一時保護所において保護する(「優先順位 」)。
- ・区の一時的保護所は、区の単独設置とし、児童相談所と同時開設する。

・区の整備量を超える一時保護への対応

1) 区内の児童養護施設への保護委託により対応する(「優先順位 」)。

2) 区内の児童養護施設への保護委託でも対応できない場合は、特別区間・都区間相互の保護委託により対応する(「優先順位 」)

### 整備計画

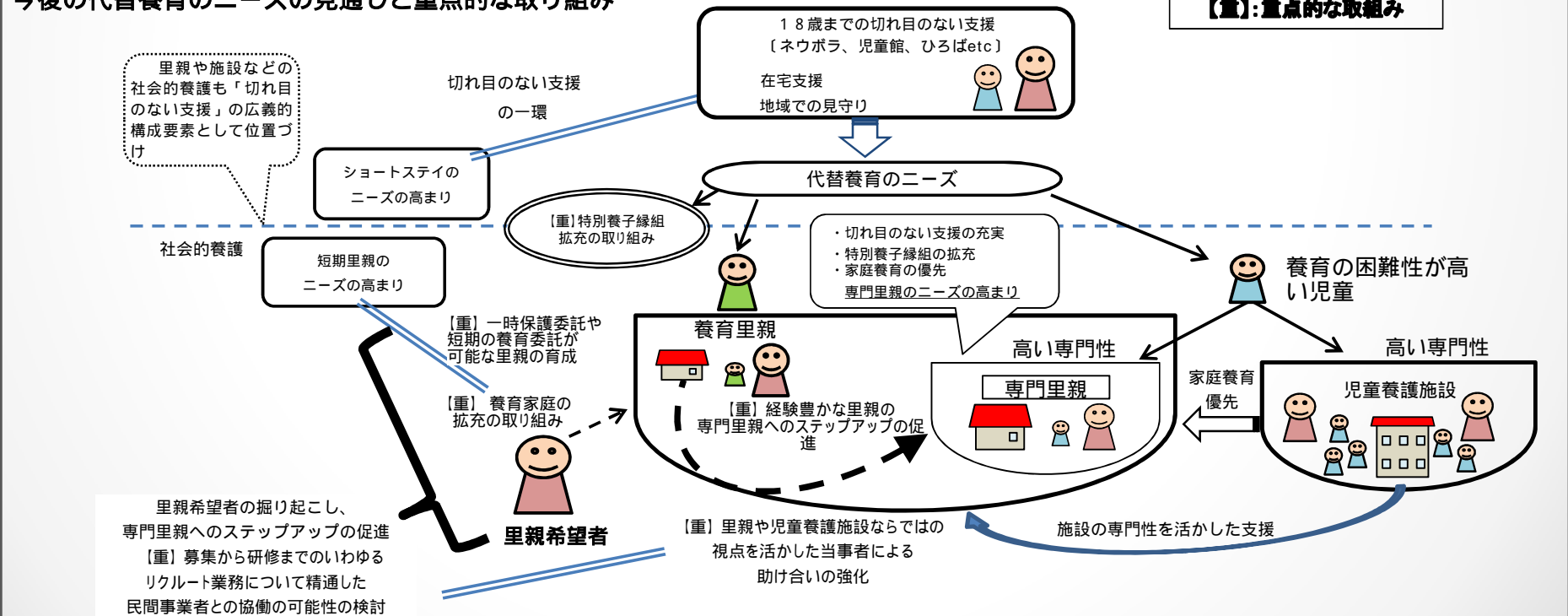
・区の一時的保護所においては、整備地の状況から、整備可能と見込まれる定員の上限(26人)までの整備量を確保する。

・必要整備量と一時保護所の整備量の差(43人 - 26人 = 17人)については、里親・ファミリーホーム・自立援助ホーム・乳児院・児童養護施設への保護委託により確保する。

### 家庭養育の優先と重点的な取組み

- ・区は、平成28年(2016年)の児童福祉法改正の理念の実現に向け、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、母子生活支援施設、保育園、児童館などの区の地域資源と連携し、親子の在宅生活を支え、虐待の発生予防と養育困難家庭への支援などを行うとともに、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充と支援に取り組む。
- ・里親を中心に社会的養護の受け皿の拡充を図ると同時に、里親と児童の多様なマッチングを可能とするため、養育が難しい児童を養育できる専門性の高い里親や、一時保護委託や短期の養育委託が可能な里親の育成に重点を置いた支援を行う。

#### 今後の代替養育のニーズの見通しと重点的な取組み



## 区の数値目標

- 都道府県社会的養育推進計画の策定要領を踏まえ、区は、次のとおり里親委託率の達成目標を定める。

### 里親委託率の目標

区は、家庭養育を優先した社会的養護の制度設計に取り組み、「新しい社会的養育ビジョン」で示す里親委託率の数値目標（就学前の子どもについては75%以上、学童期以降は50%以上）の達成を目指す。

### 必要な里親数等が確保されるべき時期の見込み

数値目標は、社会的養育推進計画の計画期間（2020年度から2029年度まで）における達成を目指すものとし、年次ごとの達成目標については、直近の里親委託率や、代替養育を必要とする子どもの見込み等を勘案のうえ、平成31年（2019年）7月に定めるものとする。

## フォスタリング業務の外部委託の検討

- 区は、「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」で示された外部委託の方向性を踏まえつつ、児童相談所の開設に向けては、次のとおり外部委託の可能性について検討を進める。

### 外部委託の検討スケジュール

里親や児童養護施設と十分な意見交換のうえ、開設当初の児童相談所の安定的な運営を図りつつ、これと両立できるよう外部委託の範囲等を定め、区の社会的養育推進計画において、その詳細を定める。

平成30年度	平成31年度 (2019年度)			平成32年度 (2020年度)
	6月	7月	9月	4月
	<ul style="list-style-type: none"> <li>里親支援事業の制度構築の検討</li> <li>児童養護施設・里親家庭との意見交換</li> <li>普及・啓発活動の実施（シンポジウム、係団体への説明会等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所設置市（特別区）政令指定</li> <li>児童相談所設置・運営計画案の確定</li> <li>社会的養護の制度設計の確定</li> <li>里親支援事業の確定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間支援機関との協働に向けた調整</li> <li>児童相談所設置条例の制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童相談所開設</li> <li>区による里親認定の開始</li> <li>区による里親支援事業等の社会的養護の開始</li> </ul>

## 基本的な考え方

- ・ 児童福祉に関する相談業務に携わる職員には、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割とし、児童やその保護者などの援助に必要な専門的態度、知識技術をもって対応し、一定の効果を挙げることが期待されている。そのためには、職員は自らの職責の重大性を常に意識するとともに、専門性の獲得に努めなければならない。こうしたことを踏まえ、児童相談所開設以降も見据え、長期的な視点に立ち、求められる能力・資質を備えた人材の効果的な確保・育成に向け、計画的な採用、配置等を行う。

## 児童福祉司・児童心理司・一時保護所職員（保育士・児童指導）の年次別確保数

		2017年度 (平成29年度) <実績>	2018年度 (平成30年度) <実績>	2019年度 (平成31年度) <予定>	2020年度 (平成32年度)
児童福祉司	確保数	4	16	30	33
	前年度比増減	+ 4 増	+ 12 増	+ 14 増	+ 3 増
児童心理司	確保数	1	7	15	17
	前年度比増減	+ 1 増	+ 6 増	+ 8 増	+ 2 増
一時保護所 (保育士・児童指導)	確保数	—	4	25	30
	前年度比増減	-	+ 4 増	+ 21 増	+ 5 増

## 経験者の配置計画、確保状況

- ・ 次ページのとおり児童福祉司・児童心理司の一部に経験職員やベテラン職員の配置を進める。



< 係長・一般 >

担当		配置職種	経験者の配置
児童相談所	管理担当者	事務、非常勤（事務）	
	統括支援担当者	児童福祉司	
	地域支援担当者	児童福祉司、保健師、非常勤（虐待対応）	< 児童福祉司の一部 > 任期付職員採用制度を活用 その他東京都派遣職員の活用を検討
	育成担当者	児童福祉司	< 児童福祉司の一部 > 任期付職員採用制度を活用 その他東京都派遣職員の活用を検討
	児童心理担当者	児童心理司	< 児童心理司の一部 > 任期付職員採用制度を活用 その他東京都派遣職員の活用を検討
	支援調整担当者	児童福祉司、児童心理司、非常勤（里親対応）、警察官OB等、医師、弁護士	< 児童福祉司の一部 > 任期付職員採用制度を活用
保一時所	一時保護担当者	児童指導・保育士、児童心理司、非常勤（児童指導・保育士等）、その他（看護師、学習指導員）	

< 係長・一般以外 >

担当	経験者の配置	確保・募集の状況
児童相談所開設に向けた専門指導職員（課長級）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内組織の体制整備</li> <li>・児童相談所、一時保護所等の施設整備</li> <li>・児童福祉司候補者に対する研修、指導</li> </ul>	任期付職員採用制度を活用
児童相談所開設に向けた専門指導職員（課長級）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後開設を予定する一時保護所の体制整備</li> <li>・一時保護委託先との調整</li> <li>・一時保護にかかる研修・支援プランの策定</li> </ul>	任期付職員採用制度を活用
		平成30年4月1日採用済み（子ども・若者部副参事（児童相談専門指導担当））

## 派遣研修以外の手法による人材育成（庁内での研修等による育成計画）

- ・対象職員

平成31年度（2019年度）より、新たに児童相談所開設準備担当部に配置される次の職員

児童福祉司候補者（13人）、保健師（1人）

児童心理司候補者（7人）

一時保護所勤務予定の保育士、児童指導、看護師（21人）

・平成31年度(2019年度)研修内容(基礎編)【3部門共通】

3部門共通の基礎科目について、年度当初に課内研修及び外部講師による研修を実施し、現場実習、応用編につなげていく。

## 【 3部門共通 】基礎編

### 児童福祉の基本法令・制度

- ・児相業務の法的根拠(児福法・虐待法その他関連法令)
- ・子どもの権利擁護(含子どもの権利条約)

### 児童家庭福祉

- ・子ども家庭相談援助制度および実施体制(理念)
- ・世田谷区児童相談所の目指すもの

### 児童相談所の運営

- ・児童相談所の理念及び現状と課題
- ・児童相談所運営指針(一時保護ガイドラインを含む)
- ・ソーシャルワークの基本
- ・子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本(理念)
- ・相談の受理から支援への流れ、方針の決定、援助方針会議
- ・行政権限の行使と司法(制度・手続き・流れ・不服申立て)
- ・守秘義務、個人情報の保護と情報開示に関する理解
- ・子ども家庭福祉における倫理的配慮
- ・養護相談(虐待を除く)の流れと実際
- ・健全育成相談の流れと実際
- ・障害相談の流れと実際
- ・非行相談の流れと実際
- ・児童虐待の理解と対応・危機介入
- ・DVと児童虐待
- ・性的虐待の気付き・初期対応
- ・家庭訪問の実際
- ・家族システム論
- ・家族のアセスメントとジェノグラム・エコマップの作成
- ・サインズ・オブ・セーフティ アプローチ (継続研修)
- ・CAREプログラム
- ・ペアレントトレーニング
- ・措置について(事務手続き・費用認定)

### 関係機関の理解と連携

- ・警察との連携—組織と対応を知る・虐待対応と援助依頼
- ・家庭裁判所・鑑別所との連携(組織・事案解決の流れ等)
- ・司法の制度 - 児相と家裁との関係

### 児童福祉施設

- ・社会的養護の役割について

### 里親

- ・里親の制度

### 一時保護所独自領域

- ・一時保護所専門職の業務と連携
- ・行動制限・個別支援・日課におけるルールについて

### 施設見学(実習)

- ・一時保護所(児童相談所)
- ・乳児院
- ・児童養護施設
- ・児童自立支援施設
- ・心理治療施設
- ・障害児施設(知的障害児入所施設)

・平成31年度(2019年度)研修内容(応用編)

児童福祉司

研修

- ・ソーシャルワークの実際
- ・措置について(事務手続き・費用認定)
- ・家庭訪問の実際(応用編)
- ・立入調査と臨検捜索(応用編)
- ・家族のアクセスとジェノグラム・エコマップの作成
- ・家族システム論
- ・児童福祉司任用前講習会/指定講習会
- ・子ども家庭支援センター初任者研修(一部)
- ・児童相談所システム

引継ぎ業務を中心にOJTを実施

施設見学(実習)

- ・児童相談所
- ・児童養護施設
- ・児童自立支援施設
- ・乳児院または心理治療施設

必要に応じて児童心理司・一時保護所職員も聴講

児童心理司

研修

- ・心理アセスメント総論
  - ・ケースフォーミュレーション
  - ・心理検査について
  - ・心理検査の実施技術(ビネー法、ウェクスラー法、等)
  - ・心理検査のレポートとフィードバック
  - ・心理臨床と心理療法概論
  - ・障害受容のプロセス
  - ・他機関での心理司業務を知る(教育領域)
  - ・他機関での心理司業務を知る(医療領域)
  - ・他機関での心理司業務を知る(福祉領域)
  - ・虐待防止センター委託研修
  - ・教育相談研修(一部)
  - ・子ども家庭支援センター初任者研修(一部)
  - ・児童心理(特別区)
  - ・CAREプログラム
  - ・心理検査技術の修得(通年)
  - ・テストバッテリーの組み方と実践
  - ・心理教育的アプローチ
  - ・行動療法、認知行動療法的アプローチ
  - ・修復的愛着療法
  - ・ナラティブアプローチ
  - ・性被害、性加害児童へのケア
  - ・描画の解釈
  - ・事例検討会
  - ・児童相談所システム
- 児童福祉司向けの研修については基本的に受講

施設見学(実習)

- ・児童養護施設
- ・福祉型障害児入所施設
- ・連携型治療施設

必要に応じて児童福祉司・一時保護所職員も聴講

一時保護所職員(保育士・児童指導)

研修

- ・一時保護業務と人権
- ・一時保護ガイドラインについて
- ・日課、年間運営計画の作成と実施、ルールについて
- ・変則勤務に対する業務の習得
- ・一時保護所専門職の業務と連携
- ・施設、設備、文書等、衣類、物品の管理、保管
- ・記録、統計、保護所関係帳票類について
- ・入所、退所の手順と事務手続き、留意点
- ・ヒヤリハットおよび苦情処理
- ・所内他職種・外部機関との連携
- ・保育技術・レクリエーション技術
- ・配慮を要する保護者への対応
- ・健康管理、感染症予防、アレルギー、てんかん等の理解と対応
- ・応急処置、病児対応、医療機関との連携
- ・保護所の近隣の社会資源の活用
- ・災害等緊急時の対応と訓練
- ・ボランティア・実習生の受入
- ・会議(引継ぎ等)の運営と実施
- ・パニック、無断外出、器物破損、自傷、他害への対応
- ・建物、設備、機器、システムの習熟訓練
- ・マニュアル、ハンドブック等の読み合わせ、意思統一
- ・業務シミュレーション
- ・実務研修のうち必要な項目の再研修
- ・開所準備作業を通してOJTを実施
- ・児童相談所システム

施設見学(実習)

- ・一時保護所
- ・児童養護施設
- ・児童自立支援施設

必要に応じて児童福祉司・児童心理司も聴講

# 児童相談所設置に伴う経費 (第12章P.133～134)

## 試算の結果

### 児童相談所の設置に伴う経費の試算結果について

#### (1) 運営費の試算結果(開設後に想定される単年度あたりの経費)

児童相談所運営経費(一時保護所含む)

単位：億円

	当初試算			今回試算結果 (平成30年6月時点)		
	経費	特定財源	一般財源	経費	特定財源	一般財源
人件費	4.5	0.0	4.5	7.5	2.4	5.1
措置費	14.5	7.2	7.3	9.2	3.7	5.5
その他	1.0	0.0	1.0	2.4	0.0	2.4
<b>計</b>	<b>20.0</b>	<b>7.2</b>	<b>12.8</b>	<b>19.1</b>	<b>6.1</b>	<b>13.0</b>

その他関連する運営費

	当初試算			今回試算結果 (平成30年6月時点)		
	経費	特定財源	一般財源	経費	特定財源	一般財源
子ども家庭支援センター体制整備(児童相談所関連)	-	-	-	1.1	0.0	1.1
設置市事務	-	-	-	5.0	0.6	4.4
<b>計</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>6.1</b>	<b>0.6</b>	<b>5.5</b>

#### (2) 開設準備経費の試算結果(平成29年度～31年度に想定される経費)

単位：億円

	当初試算			今回試算結果 (平成30年6月時点)		
	経費	特定財源	一般財源	経費	特定財源	一般財源
児童相談所施設整備費(設計費含む)	(6.6)	(0.0)	(6.6)	1.5	0.0	1.5
一時保護所施設整備費(設計費含む)	-	-	-	4.0	0.6	3.4
その他(人件費、検討委員会経費、システム構築費等)	-	-	-	10.5	0.1	10.4
<b>計</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>16.0</b>	<b>0.7</b>	<b>15.3</b>

### 基本的な考え方

- ・措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、区の実情に応じた取組みを進める。
- ・併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども(社会的養護経験者を含む。)の複数の参画を求めることとし、第三者の支援により適切な意見表明ができるような取組みを行う。
- ・なお、平成28年改正児童福祉法では、児童福祉審議会は関係者からの報告や意見聴取ができることにするとともに、委員により高い公正性を求めることとしている。また、国において、児童福祉審議会や自治体が設置する第三者機関における子どもや要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申立てによる審議・調査の仕組みなど、子どもの権利擁護に関する仕組みの構築に向けて調査研究を行っており、この結果について周知していく予定としている。区においては、これを踏まえた取組みを行うものとする。

### 具体的な取組み

- ・子どもへの十分な説明の徹底

援助等にあたっては、子どもへの十分な説明を徹底するものとする。

特に、代替養育に関する措置とその変更時及び措置継続の際には、理由や見通しを含め、定期的な子どもへの説明を丁寧に行うものとする。また、意見表明できる年齢の子どもには、十分な意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映させるものとする。

子どもの最善の利益のために、子どもの意見が反映できない場合においては、その理由等について、子どもに十分な説明を行うものとする。

- ・「一時保護ガイドライン」を踏まえた子どもの権利擁護の取組み  
一時保護にあたっては、「一時保護ガイドライン」を踏まえ、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関して、子どもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、子どもの意見が適切に表明されるよう配慮するものとし、平成31年度(2019年度)において、その実務等の詳細を定めるものとする。

### 被措置児童等虐待への取組み

- ・里親、児童養護施設の職員、一時保護所の職員は、児童福祉法により、里親へ委託された児童、施設へ入所した児童又は一時保護が行われた児童への虐待(被措置児童等虐待)が禁止されている。また、虐待通告があった際には、都道府県(政令市、児童相談所設置市を含む)必要に応じ、当該被措置児童等の状況の把握、事実について確認及び被措置児童等の保護を図るための措置等行う必要がある。
- ・区は児童相談所開設後、被措置児童虐待に対応することのみならず、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図る観点からも、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」及び「被措置児童等虐待事例の分析に関する報告」に沿った取組みを行うこととする。

### 子どもの人権擁護機関との連携

- ・区の児童相談所は、「世田谷区子ども条例」に基づいて設置された第三者機関(せたがやホッと子どもサポート)が子どもからの相談を受け、必要な調査や改善に向けた対応を行う過程において、必要な協力・連携を図るものとし、これを踏まえ、平成31年度(2019年度)より十分な意見交換等を行い、運用の開始に備えるものとする。
- ・また、前項に掲げる「(2)具体的な取り組み」を進めるにあたり、せたがやホッと子どもサポートがこれまで培ってきた経験や知見からの助言等を求めるほか、児童相談所業務を遂行するにあたっての子どもの権利擁護のための第三者機関としての関わりなどについても検討するものとする。



1 「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる強化・徹底について」にかかるとの対応（児童相談所体制強化にかかるとの部分）

【国の対策】

- ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（2019年度～2022年度）に基づき、児童福祉司を2,020人程度増加等や子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなどの体制強化を進めること。
- ・特に、初年度（2019年度）について、児童福祉司を1,070人程度増加させるなど前倒しで取り組むこと。

【区の対応状況】

- ・上記に記載されている、初年度にかかると児童福祉司の1,070人程度増加の内訳は今後、通知等で示されることが想定されるが、開設当初から国の目標を達成することができている。

2 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）にかかるとの対応（児童相談所体制強化にかかるとの部分）

【国の対策】

（1）児童福祉司の増員

児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せた児童福祉司一人当たり業務量が50ケース相当から40ケース相当となるよう、児童相談所の管轄区域の人口を4万人から3万人に見直す。

里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進を図るため、各児童相談所に、里親養育支援のための児童福祉司を配置する。

（2）児童心理司の増員

- ・虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリング等の充実を図るため、2024年度までに心理に関する専門的な知識・技術に基づき指導を行う児童心理司について、児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。）2人につき1人配置することとし（2,500人）2022年度までに全国で790人程度増員する。また、児童相談所に配置する児童心理司の配置人数に関する基準を法令上に規定することを検討する。

（3）弁護士の配置等

任期付き職員の活用も含めた弁護士の常勤配置などにより、児童相談所における法的対応体制を強化する。

児童相談所への警察職員や警察OBの職員配置を進めること。



## 【区の対応状況】

### (1) 児童福祉司の増員

平成27年度国勢調査において、世田谷区の人口は903,346人である。この人口を基に配置基準の児童福祉司を換算すると31人であるが、区計画においては33人(SV6人含む)と国の目標を上回る基準で配置することとしている。

里親を担当する児童福祉司を配置する。

### (2) 児童心理司の増員

- ・区は総数として、児童福祉司を33人配置、児童心理司は17人(一時保護所配置職員1人を含む)することとしており、国の目標を満たした基準で配置する。

### (3) 弁護士の配置等

区は児童相談所に弁護士を1人配置することとしている。

警察との連絡調整や危険を伴うケース対応を安全に行っていくため、警察官OB等を配置する。(1名)

(参考)「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる強化・徹底について」  
において打ち出されているその他の事項

1 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等

児童相談所において、在宅で指導している全ての虐待ケースについて、1か月以内に緊急的に安全確認すること

全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること

家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導すること

保護者が虐待を認めない場合、家庭訪問や子どもと会うことを拒む場合や転居を繰り返す等関係機関との関わりを避ける場合等はリスクが高いものと認識すること。この際、躊躇なく一時保護、立入調査を行う等の確な対応をとること

2 新たなルールの設定

要保護児童等の情報の取扱いについて、以下の新たなルールを設定すること

- ・保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること
- ・子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。学校、教育委員会等において保護者から求めがあった場合、児童相談所等と連携しながら対応すること

児童相談所、学校、警察等の連携について、以下の新たなルールを設定すること

- ・学校、教育委員会等による虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校、教育委員会等は児童相談所や警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応すること
- ・要保護児童等について、学校の欠席が続く場合等には、速やかに児童相談所等へ情報提供等を行うこと。これを踏まえて児童相談所等は連携して必要な対応を行うこと

3 児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化

児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上を図るための児童福祉法等の改正法案の今国会への提出に向けて取り組むこと

学校や教育委員会において、児童相談所及び警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有するとともに、学校長、管理職に対して実践的な研修に取り組むことにより、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること

児童相談所や市町村が支援を行っている家庭が転居した際の引継ぎを徹底すること

親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促すこと

関係機関が連携して対応する好事例の全国展開を図ること